

意見の概要および市の考え方「彦根市立地適正化計画」

No	意見の概要	意見数	市の考え方
1	P4 立地適正化計画と都市マスの関係図、都市計画マスタープランでは、都市マスと総合戦略に相互矢印があり、こちらでは、立地適正化と総合戦略のみ相互矢印になっている。図の配置でも都市マスが上で立地適正化計画が下にある。同じ図もしくは同じような構図の方が分かりやすいように感じる。	1	「立地適正化計画」と「都市計画マスタープラン」が同じ構図になる表現に修正します。
2	P36「令和4年滋賀県観光入込客統計調査書」が発表されているので、データを更新。	1	令和4年度データに更新します。
3	P42 ■滋賀県都市計画基本方針 (1) 策定年が誤った記載になっている。	1	策定年を修正します。
4	P89 (2) 都市機能誘導区域(暫定)「都市機能誘導区域については、居住誘導区域内に指定することから、・・・確定します」という記載について、居住誘導区域内が前提条件であれば、居住誘導区域や防災指針の章を前にすると読み手に取ってわかりやすいと思います。「暫定」と記載頂いておりますが、後段のページでは、「暫定」と書かれていない図もあり、混同される恐れのある表現と感じます。	1	章立てを第5章居住誘導区域、第6章都市機能誘導区域の順番に変更修正します。
5	P98 誘導施設として追加された図書館について、「活用していくために誘導施設として設定」と記載されていますが、誘導施設として定める以上、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から記載していただくがよいと考える。	1	文章を修正します。 (修正後 P150)
6	P98 誘導施設として追加された図書館について、欄外の説明に法的位置づけを記載しては。(図書館法第2条など)(今後、都市構造再編集中支援事業などの補助事業を活用する予定であれば記載するほうがよい)	1	法的位置づけを記載します。 (修正後 P150)

7	<p>P102「前項に基づき、・・・拡大します」という記載がございますが、従前の計画から誘導区域の考え方に変更はないものと思われませんが、なぜ今拡大する必要があるのか、当初はなぜ含まれていなかったのか、もう少し丁寧な説明が必要と考えます。また、「拡大」というワードは、人口減少の中で人口密度を確保するという観点から適当ではないと思われしますので、できるだけ使用を控えた方がよいように思います。単に見直しの結果、新規に位置づけることになったという表現でよいのではないのでしょうか。</p>	1	<p>当初は、開発の気運はありましたが、人口が定着していなかったため、含んでおりませんでした。 また、拡大という表現を「追加」に修正します。</p>
8	<p>P102 居住誘導区域について、4つの区域を追加されていますが、当初設定時と状況が変化しているのでしょうか。（当初設定されておらず、今回区域設定に至った理由は）（追加の4地区のうち3地区は、P114で人口減少地区となっており、P126で避難所の避難圏域500mから外れている）</p>	1	<p>当初は、民間開発が進められていたが人口が定着しておらず、現在は人口が定着したため追加しました。 また避難所との関係性についても追記します。（修正後 P115）</p>
9	<p>P103「用途地域変更(予定)」について、どの区域でどのような用途地域に変更予定であるのか記載してはどうか。（用途地域の変更が、拡大理由になるのかが読み取れないため）</p>	1	<p>「工業系から住居系への変更」を追記します。 （修正後 P91）</p>
10	<p>令和4年3月に滋賀県が策定した「滋賀県都市計画基本方針」のP35に地先の安全度マップ1/10で50cm以上のエリアおよび土砂災害警戒区域は原則、居住誘導区域に含めないことになっています。やむを得ず居住誘導区域に含める場合は「防災指針」に防災対策や安全確保対策を記載することになっています。居住誘導区域における当該エリアの有無を確認し、その結果の記載をお願いいたします。 （浸水については現状地盤高が50cm未満の浸水となっていれば問題ありません）</p>	1	<p>県の方針に示されている10年に一度の降雨の検証で実施しており（修正後 P122-123）、居住誘導区域に含んでいるところの検証を実施しています。居住誘導区域内に最大浸水深50cm以上の箇所が点在していますがエリアとしてはないことの説明を追記します。（修正後 P94）</p>

11	P107 イエローゾーンの浸水想定区域、本市該当欄の7つの想定は、何を指しているのか欄外等に記載してはどうか。	1	7つではなく、水防法に基づく浸水想定区域図の想定は琵琶湖、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川の5つであるため、その内容を示し修正します。 (修正後 P95)
12	P108～ P168に「居住誘導区域内の要配慮者利用施設の避難体制の強化に関する数値目標」をあげられているので、要配慮者施設のリスク分析を行ってはどうか。(要配慮者が垂直避難できるかどうかなどの分析)。	1	避難行動の可能性を一検証に加えます。 (修正後 P96 の 10 に追加、検証は修正後 P118-119 に追加) 結果、要配慮者利用施設の内、浸水深によって垂直避難が困難な施設があり、より避難確保計画の作成が必要とされ、目標値設定につなげています。
13	P108 1) 自然災害リスクの高い地域の抽出表 災害リスクの高い地域の抽出 「+」、「×」、「-」の使い分けについて御教示ください。  5、6で「+」と記載いただいている部分は、「×」表示の方が適切ではないでしょうか。	1	「+」は検証材料、「×」は重ね合わせでの検証、「-」は重ね合わせ内容から除外する事項であり 5 と 6 を修正します。 また、注釈で表記の説明を追記します。 (修正後 P96)
14	P109～130 抽出した各課題は、「引き出し線+○印」等で地図上に該当箇所を明示したほうがわかりやすいのではないか。	1	各検証の箇所図に引き出し線で「駅」などの名称を追加し修正します。 (修正後 P98-123)
15	家屋倒壊等想定氾濫区域について、一部の地域において居住誘導区域除外想定区域から除外していることから、リスクの高い箇所が居住誘導区域となっている。(家屋倒壊等到底氾濫区域が危険と整理されているため、その区域は居住誘導区域から除外すべきではないか。(届出の要否の際に課題となるが)単純に家屋倒壊等想定氾濫区域を居住誘導区域から除外するほうが、リスクは低くなるのでは)	1	届出の要否を明確にするため、家屋倒壊等想定氾濫区域を目安にして、地物、官民境界からの距離で区域を決めております。 旧城下町の存続と災害リスクを両立させる考えについて追記します。 (修正後 P128)
16	P120 氾濫流と居住誘導区域拡大想定区域の凡例表示方法が似ており、図面上で見にくい状況となっております。	1	凡例表示を変更します。 (修正後 P108-109)

17	P125～126 避難所が使用できるかどうかという目線での分析も追加したほうがよいと思われる（浸水深を 0.5m未満、0.5m～1.0未満、1.0～3.0m 未満、3.0m 以上に分け、避難所の建物階数を分けるなどして分析）	1	避難行動の可能性を一検証に加えます。 （修正後 P96 の 9 に追加、検証は修正後 P116-117 に追加） 結果、基本的に避難所等の階数は浸水深より高く、避難所等へ避難できればたとえ浸水しても垂直避難が可能でした。
18	P127～128 浸水深をより詳細に表示したほうが、詳しいリスク分析ができるのではないか。（0.5m未満、0.5m～1.0m 未満、1.0～3.0m 未満、3.0m 以上に分ける）	1	施設の機能低下の可能性を加えます。 （修正後 P97 の 11 の検証内容の浸水深表現を指示に合わせ修正および病院等が垂直避難可能であるか追加、検証は修正後 P120-121 に追加） 結果、病院等については、入院施設のない診療所 6 施設が平屋建てであることから、浸水に対して垂直避難が困難とされます。
19	P131 P109～130 で整理した各課題のうち、整理されていない課題があるのでは。（計画規模の降雨に伴うリスクなど）	1	計画規模の浸水の P111-112 は参考として表現したものです。また、土砂の災害リスク 2・3 については、検証した結果、居住誘導区域には課題なしのため、課題として表現していません。この結果表現を、課題で追記します。（修正後 P124）
20	P135, 137 除外区域 1 よおよび除外区域 7 について、地区計画指定区域を基に除外されておられるとのことですが、図内に地区計画区域を明示した方がわかりやすいと思います。	1	地区計画指定区域を追加します。 （修正後 P128・130）
21	P135, 137 河岸浸食と氾濫流の凡例を分けたほうが、説明文と対比できわかりやすいのでは。	1	図の表現に合わせ、文章を河岸侵食・氾濫流を総称して「家屋倒壊等氾濫想定区域」に修正します。 （修正後 P128-130）

22	P153 都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止についても届出が必要になりましたので、記載をお願いいたします。	1	休廃止についての届出についての文章を追記します。 (修正後 P157)
23	P156 この計画は、平成 29 年 3 月に策定されましたが、平成 30 年 3 月に湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会が水防法の大規模氾濫減災協議会に位置づけられた時に「水防災意識再構築ビジョン等に基づく湖東圏域の取組方針」に移行しています。記載内容は「淀川水系流域治水プロジェクト琵琶湖（滋賀県域）分会」ですので、そのように修正してください。	1	名称を修正します。 (修正後 P160)

〔注意事項〕

提出された意見が複数の内容にまたがる場合は、個別の内容ごとに 1 件として数え、整理してください。